

文京区緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する 実施計画

令和 8 年度～令和 1 2 年度

令和 8 年 8 月制定

文京区

1 目的

文京区緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する実施計画（以下「本実施計画」という。）は、文京区耐震改修促進計画（令和８年３月改定。以下「促進計画」という。）の目標達成に向け、緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して耐震化の意識啓発及び情報提供の充実を図ることにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進することを目的とする。

2 対象建築物

本実施計画の対象建築物は、文京区全域の緊急輸送道路（特定緊急輸送道路及び一般緊急輸送道路）沿道建築物とする。

3 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和８年度から令和１２年度までとする。

なお、促進計画は平成２０年度から令和１７年度までの計画であるため、令和１３年度から令和１７年度までの計画は改めて改定する。

また、社会経済状況の変化や関係計画の改定、本実施計画の進捗状況等へ適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直し等を行う。

4 取組内容

- (1)緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、ダイレクトメール等により助成制度等に関する情報提供を行い、耐震化を促す取組を実施する。
- (2)耐震診断実施後、耐震改修等を実施していない緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して、フォローアップを行う。
- (3)区報、ホームページ及び耐震個別相談会等により耐震化の必要性を周知する。

5 実績の公表

本実施計画の取組みは区ホームページにて公表する。